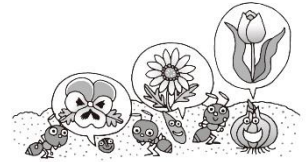


すこやか



寒い冬が過ぎたと思えば、もう昼間は暑いなど感じる時もあります。一気に季節が駆け抜けている感じがします。

まだまだコロナ禍の生活を強いられますが、今年度はずっと子供たちの笑顔を見られますように。

まだまだ続くコロナ禍の生活

第4波が気になるころですが、感染状況はどうなるのでしょうか。感染症のレベルが山口県は今のところレベル1と低い状態ですが、このまま健康観察カードの提出をお願いします。また併せて、ご家族の状況も記入いただけると助かります。ただし、レベル1ではご家族に風邪症状の方がおられても休まされる必要はありません。

歯みがき・フッ化物洗口

保健だより3月号で、歯みがき及びフッ化物洗口の再開のお知らせをしておりましたが、感染症の状況を見て、判断いたします。開始する際には、学校だよりや保健だよりでお知らせいたします。それに合わせて、コップのご準備をよろしくお願い致します。

今年度の学校医の先生方です。よろしくお願いします。

内科	村上 俊雄	先生	(むらかみこどもクリニック)
眼科	岩本 菜奈子	先生	(山大眼科)
耳鼻科	竹本 洋介	先生	(山大耳鼻科)
歯科	北村 俊介	先生	(きたむら歯科医院)
薬剤師	岩本 一雄	先生	(岩本薬局)



保健室の田中友斐（たなかゆい）です。養護教諭1年目です。子供たちが、元気に勉強や運動ができるように体と心の健康を守るお手伝いをします。けがをしたり、体の具合が悪くなったりした時はもちろん、学校生活で困ったことがある時にも遠慮せずに来室してほしいと思っています。よろしくお願いします。

学校伝染病に伴う出席停止について

学校保健安全法により、出席停止となる疾病が決まっています。以下の通りです。



【学校保健安全法施行規則第 18 条の感染症と出席停止期間の基準】

	感染症の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ、指定感染症及び新感染症	治癒するまで。
第二種	1) インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) 2) 百日咳 3) 麻疹(はしか) 4) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 5) 風疹(三日ばしか) 6) 水痘(みずぼうそう) 7) 咽頭結膜熱(プール熱) 8) 結核 9) 髄膜炎菌性髄膜炎	1) 発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日、(乳児から幼児については 3 日)を経過するまで。 2) 特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで。 3) 解熱後 3 日を経過するまで。 4) 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。 5) 発疹が消失するまで。 6) すべての発疹がかさぶたになるまで。 7) 主要症状が消退後 2 日を経過するまで。 8) 感染のおそれがないと認めるまで。 9) 感染のおそれがないと認めるまで。
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
その他	マイコプラズマ肺炎、手足口病、溶連菌感染症、伝染性紅斑(りんご病)、感染性胃腸炎、流行性嘔吐下痢症など	条件によっては出席停止の措置が必要

第一種は「発生はまれだが重大な感染症」第二種は「飛沫感染し、流行拡大の恐れがある感染症」第三種は「飛沫感染が主体ではないが放置すれば流行の拡大の可能性のある感染症」とされています。

新型コロナウイルス感染症は第一種に追加されました。

＊第三種の感染症に分類されている「その他の感染症」は、必要があれば校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置をとることができる 疾病です。また、出席停止扱いとならない疾病についても、感染症の種類や発生・流行の状況から、医師の指示により出席停止の判断をされることがあります。